

ウ 健康診断項目

区 分	健康診断項目
一次健康診断	① 既往歴および高気圧業務歴の調査 ② 関節、腰もしくは下肢の痛み、耳鳴りなどの自覚症状または他覚症状の有無の検査 ③ 四肢の運動機能の検査 ④ 鼓膜および聴力の検査 ⑤ 血圧の測定ならびに尿中の糖およびたんぱく質の有無の検査 ⑥ 肺活量の測定
二次健康診断	① 作業条件調査 ② 肺換気機能検査 ③ 心電図検査 ④ 関節部のエックス線直接撮影による検査

(8) 電離放射線等健康診断 (電離則第 56 条除染電離則第 20 条)

1) 電離放射線健康診断、除染等電離放射線健康診断

電離放射線に係る特殊健康診断には、次の種類があります。電離放射線健康診断、除染等電離放射線健康診断は、雇入れ時、当該業務への配置替え時およびその後 6 か月以内ごとに 1 回、定期に実施しなければなりません。

種類 項目	電離放射線健康診断	除染等電離放射線健康診断
根拠法令	電離則第 56 条	除染電離則第 20 条
対象者	安衛令別表第 2 に掲げる放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るもの	除染等の業務に常時従事する者
実施時期	雇入れ時、配置替えの際、その後 6 か月以内ごとに 1 回、定期に	
項目	① 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容および期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項）の調査およびその評価 ② 白血球数および白血球百分率の検査 ③ 赤血球数の検査および血色素量またはヘマトクリット値の検査 ④ 白内障に関する眼の検査 ⑤ 皮膚の検査	

<p>項目の省略</p>	<p>1 雇入れ時、配置替えの際の健康診断は線源の種類等に応じて④の項目を省略できる。</p> <p>2 定期の健康診断は、医師が必要でないと認めるときは、②～⑤の全部または一部を省略できる。</p> <p>3 定期の健康診断のうち、前年の実効線量当量が5mSvを超えず、その年も5mSvを超えるおそれのない者は医師が必要でないと認めるときは、②～⑤の項目を行うことを要しない。</p>	<p>定期の健康診断のうち、前年の実効線量当量が5mSvを超えず、その年も5mSvを超えるおそれのない者は医師が必要でないと認めるときは、②～⑤の項目を行うことを要しない。</p>
--------------	---	--

■ 電離則の対象となる放射線業務（安衛令別表第2）

- 1 エックス線装置の使用またはエックス線の発生を伴う当該装置の検査の業務
- 2 サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置の使用または電離放射線（アルファ線、重陽子線、陽子線、ベータ線、電子線、中性子線、ガンマ線およびエックス線をいう。第5号において同じ。）の発生を伴う当該装置の検査の業務
- 3 エックス線管もしくはケノトロン（ケノトロン）のガス抜きまたはエックス線の発生を伴うこれらの検査の業務
- 4 厚生労働省令で定める放射性物質を装備している機器の取扱いの業務
- 5 前号に規定する放射性物質または当該放射性物質もしくは第2号に規定する装置から発生した電離放射線によって汚染された物の取扱いの業務
- 6 原子炉の運転の業務
- 7 坑内における核原料物質（原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。）の掘採の業務

■ 除染電離則に基づく除染業務

福島第一原発事故後、国は汚染状況重点地域の指定（平成23年12月28日環境大臣告示第108号）を行いました（岩手県：3市町、宮城県：8市町、福島県：36市町村、茨城県：19市町村、栃木県：7市町、群馬県：8市町村、埼玉県：2市、千葉県：9市）。

「汚染状況重点調査地域」として指定を受けた市町村は、汚染の状況について調査測定を実施し、除染を実施する区域や除染の実施者、手法などを定めた除染実施計画を策定しました。市町村、県、国等は、この計画に基づき除染を実施し、平成30年3月19日までに帰還困難区域を除く全ての面的除染が完了しました。

令和2年4月現在、除染作業が進められているのは、福島県飯館村、川俣町、南相馬市、田村市、川内村、葛尾村、浪江町、二葉町、大熊町、富岡町、楡葉町です。

2) 福島第一原子力発電所緊急作業者のがん検診等

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所における厚生労働大臣が指定する緊急作業に従事し、または従事した労働者に対しては、「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成23年指針第5号）が定められ、指定緊急作業または放射線業務に従事させる事業者が講ずるよう努めるべき当

該者の健康の保持増進のための措置を適切かつ有効に実施を図ることにしています。
この指針によるがん検診等は次のとおりです。

50mSv を超え 100mSv 以下	① 細隙灯頭微鏡による白内障に関する眼の検査
100mSv を超える者	① 細隙灯頭微鏡による白内障に関する眼の検査 ② 甲状腺の検査（3年から5年に1回） ③ 胃がん検診 ④ 肺がん検診 ⑤ 大腸がん検診 ⑥ その他検査

(9) 酸等取扱い者の歯科健康診断（安衛則第48条）

ア 対象者

歯科健康診断の対象者は、次の物質のガス、蒸気または粉じんを発生する場所における業務に常時従事する労働者です（安衛令第22条3項）。

塩酸 硝酸 硫酸 亜硫酸 氟化水素 黄りん その他歯またはその支持組織に有害な物

イ 実施時期

歯科健康診断は、雇入れ時、当該業務への配置替え時およびその後6か月以内ごとに1回、定期的に歯科医師により実施しなければなりません（安衛則第48条）。

ウ 健康診断項目

歯科医師により歯牙酸蝕所見の有無を検査します。

(10) じん肺健康診断（じん肺法第3条、第7条～第9条の2）

じん肺健康診断は、次により実施する必要があります。